事業主の皆さまへ(従業員の皆さまへもお知らせください)

## 令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保 障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号) | により 健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

## 改正のポイント

- 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。
  - ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して 1年6か月に達する日まで対象となります。
  - ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、 支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。
- ▶この改正は、令和4年1月1日から施行されます。
  - ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない 傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。

## 支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

	療	養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠 勤	出勤	欠 勤	出勤	欠 勤		
	待 期 期 間	支給	不支給	支給	不支給	不支給		
		→ 1年6か月 →						

改正後の傷病手当金の支給期間

※支給開始日から**起算して** 1年6か月経過後は不支給

	療	養期間		療養期間		療養期間
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠 勤
	待期期間	支 給	不支給	支給	不支給	支給
			通	算1年6かり		支給開始日から <u>通</u> 第 1 年 6 か月まで支給

って